

「日本言語学会大会発表賞」規程

(目的・名称)

第1条 日本言語学会の若手会員の研究を奨励し、学会全体の学術水準の向上を図るために、「日本言語学会大会発表賞」(以下「発表賞」という。)を設ける。

(授賞対象)

第2条 発表賞は、学部生・大学院生(年齢制限なし)または40歳以下の会員を筆頭かつ主たる発表者とする大会の口頭発表またはポスター発表のうち、特に優れていると認められた発表に対して授与する。

(発表賞選考部会)

第3条 発表賞の選考のために、学会賞選考委員会に「発表賞選考部会」(以下「選考部会」という。)を設ける。

- 2 選考部会員および部会長は、学会賞選考委員長が会長と協議のうえ、指名委嘱する。部会員のうち1名は大会運営委員長とする。選考部会の構成と選考の具体的な方法については別途内規を定める。
- 3 選考部会員の任期は毎年4月から翌年3月までの1年間とし、原則として大会運営委員長以外は期を連続しての再任はできない。

(選考過程)

第4条 選考部会は、実際に発表を聞いて審査を行う審査員を個人会員の中から選び、学会賞選考委員長に報告する。当該大会において発表賞の受賞対象となりうる発表の発表者は審査員になれない。

- 2 発表1件につき3名の審査員が審査を行う。
- 3 審査員は選考部会から指示された発表について審査を行い、結果を選考部会に報告する。
- 4 選考部会は、審査員からの報告に基づき授賞候補発表を選考し、学会賞選考委員会に報告する。学会賞選考委員会は選考部会からの報告に基づき、授賞発表を決定し、会長に報告する。
- 5 選考部会および学会賞選考委員会は、選考に際し、必要に応じて有識者から学術的な意見を聴取することができる。この場合、選考部会および学会賞選考委員会は意見を聴取した者の氏名を学会賞選考委員会および会長に報告しなければならない。

(授賞)

第5条 授賞発表の発表者に対し、次の大会において表彰状および副賞を授与する。

(附則)

1. この規程は2011年6月18日から施行する。
2. この規程に基づく選考と授賞は第143回大会から実施する。

(2011年6月18日制定)

(2012年6月16日修正案可決)

(2012年11月24日修正案可決)

(2015年11月28日修正案可決)